

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 森 誠一

1 日 時

令和5年12月7日（木） 午前10時28分から
午後 2時03分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

森誠一、古手川正治、御手洗吉生、中野哲朗、御手洗朋宏、木田昇、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

太田正美、成迫健児、高橋肇、守永信幸、戸高賢史、佐藤之則

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 岡本天津男、警察本部長 種田英明 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第104号議案、第105号議案、第106号議案、第107号議案及び第108号議案のうち本委員会関係部分については可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第101号議案については可決すべきものと、土木建築委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 新たな大分県長期総合計画案の骨子について、「学校マネジメント」推進指針の策定について、教職員の懲戒処分について及び警察代表電話への音声応答転送装置（音声ガイダンス）の導入についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	主査	飛鷹真典
政策調査課調査広報班	主事	徳丸花帆

文教警察委員会次第

日時：令和5年12月7日（木）10：30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

10：30～12：00

(1) 付託案件の審査

第104号議案 大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第105号議案 大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託について

第106号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

第108号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）

(2) 合い議案件の審査

第101号議案 公の施設の指定管理者の指定について

(3) 諸般の報告

①新たな大分県長期総合計画案の骨子について

②「学校マネジメント」推進指針の策定について

③教職員の懲戒処分について

④鶴崎高校第2グラウンドに供する用地（国宗グラウンド）の取得について

⑤大分県立高等学校未来創生ビジョン（素案）について

(4) その他

3 警察本部関係

13：15～14：00

(1) 付託案件の審査

第106号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

第107号議案 損害賠償請求に関する和解をすることについて

(2) 諸般の報告

①新たな大分県長期総合計画案の骨子について

②警察代表電話への音声応答転送装置（音声ガイダンス）の導入について

(3) その他

4 協議事項

14：00～14：10

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

森委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は、委員外議員として太田議員、守永議員、戸高議員、佐藤議員に加え、オンラインで成迫議員、高橋議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案5件、土木建築委員会から合い議があった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

まずは、付託案件の審査を行います。第104号議案大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び第105号議案大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託について、一括して執行部の説明を求めます。

岡本教育長 教育長の岡本です。初めに私から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただき改めて厚くお礼申し上げます。

本日は付託案件4件、合い議案件1件、諸般の報告5件について説明します。関係事項は、それぞれ担当課長から御説明します。

佐保体育保健課長 第104号議案大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、第105号議案大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託について御説明します。なお、第104号議案は第105号議案の関連議案であるため、順番を前後して説明します。

委員会資料2ページ上段の2を御覧ください。

大分県立庄内屋内競技場は、平成3年に旧庄内町長から建設の陳情を受け平成4年8月に県が整備しました。整備後の管理については、建

設の経緯から旧庄内町が当初から管理しており、中段の左のとおり平成18年度から指定管理者制度を導入した際にも、任意指定により由布市を指定管理者として管理運営を行ってきました。しかしながら、中段の右にあるとおり施設の特性上、ライフル射撃競技以外の利活用が難しいことに加え、大分県行財政改革推進委員会指定管理者評価部会において、これ以上のサービス向上やコスト削減の効果が見込めない状況であり、指定管理者制度の趣旨を十分に反映できないため、管理方法の見直しを行うべきとの意見もいただいています。

こうしたことから、下段のとおり今回、管理方法を地方自治法第252条の14に基づく事務の委託へ変更したいと考えています。なお、これによる施設の維持管理、修繕等に係る経費負担や施設の利用面について変更はありません。

資料3ページ上段の4を御覧ください。

事務の委託により管理運営を行う効果として、隣接する庄内総合運動公園とのさらなる一体的、効率的な管理が期待できること。地元高校との連携など由布市における独自性の発揮が可能となること。また、指定管理者制度の趣旨にそぐわない管理運営方法の解消や更新に係る事務手続等が不要となり、長期的な運用が可能となることが挙げられます。

その下、中段の5は管理方法の変更に伴う条例の一部改正について記載しており、その内容は管理を市町村に委託する場合の特例に係る規定の追加と、事務の委託後は由布市の条例、規則等で管理を行うこととなるため、現在、県の条例で定められている庄内屋内競技場の利用料金に係る規定の削除などです。

最後に、その下の6今後の手続についてですが、本議会で議決いただいた後は令和6年1月に事務の委託の規約告示、3月に総務大臣への届出、4月1日から運用開始の予定としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 事務の委託の効果について、今回こういう形に変わること、県にとって何が一番のメリットになるんですか。

佐保体育保健課長 県では、これまで指定管理者として由布市を任意指定して運営を行ってきましたが、今は指定管理者制度を十分に発揮できていません。この施設をもっと有効に活用するため、今回、事務の委託を考えています。

堤委員 ということは、運用が広がるということでもいいのかな。活用方法が変わるんですね。

佐保体育保健課長 活用についてはこれまでどおりライフル射撃が主となり、そのほかはテニスとかの一般利用等もあります。そういったところをやっていくことになり、内容的に大きな変更はありません。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

太田委員外議員 この施設は年間どれぐらいの利用実績があるのか。利用者がライフル射撃に特化している施設に思えますが、その辺が分かれば教えてください。また、さきほど堤委員が言ったように、改正したときにそこを改善する余地があるのかもお尋ねします。

佐保体育保健課長 利用状況ですが、コロナ禍前の令和元年で年間7,400名程度が利用しています。そのうち、ライフル射撃関係が約5,200名、その他の利用者が約2,200名となっています。昨年度の実績としては年間で約5,300名の利用があり、そのうちライフル射撃関係が約3,200名、テニス関係が約2,100名となっています。また、ライフル射撃が主な利用となっている施設ではありますが、それ以外の利用、特にソフトテニスやテニス等で利用されている一般の方もいるので、そういった方への利用も広げていく形になります。

太田委員外議員 施設は由布市にあるわけだから、由布高校の生徒を主としてほとんど由布市民が利用していると思いますが、大分県民とし

てここを利用する余地がありますか。

佐保体育保健課長 ライフル射撃以外の一般利用について、その他の施設は由布市庄内総合運動公園の中にあるのでなかなか難しいと思います。ライフル射撃については現在、会員が150名程度おり、その中には当然高校生だけではなく一般の方もいるし、大分県民スポーツ大会の種目にもなっており、県内ではそういう方の利用があると思います。

御手洗（吉）委員 さきほどの太田議員の質疑に関して、佐保課長から説明があった数字などの部分については後ほど資料でいただければと思います。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

まず、第104号議案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第105号議案について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第106号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

神崎教育財務課長 第106号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について御説明します。

委員会資料の4ページを御覧ください。

この議案は三つの条例をまとめて改正するものであり、このうち大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について御説明します。

改正理由ですが、別府市大字鶴見において住居表示が実施されるため、別府鶴見丘高等学校の位置の表示を改正するものです。

改正内容ですが、別府市大字鶴見4433番地2が別府市東荘園4丁目2番44号となります。

施行期日ですが、住居表示の実施期日である令和6年1月6日としています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、これで質疑を終了します。

なお、採決は警察本部の審査の際に一括して行います。

次に、第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

神崎教育財務課長 第108号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、教育委員会所管分について御説明します。

委員会資料の5ページをお願いします。

上の表の1番、県立学校施設整備事業4億1,001万1千円です。国の補正予算を活用し、老朽化した校舎等の大規模改造など県立学校の施設整備を前倒して行うものです。あわせて、国の内示が年明け以降となるため、補正予算額の全額について繰越しをお願いしています。

次にその下、児童等被害防止対策推進事業510万円です。市町村立幼稚園における性被害の未然防止と早期発見等のため、施設設置者が行うパーテーション等の整備に対し助成するとともに、特別支援学校についても整備するものです。

最後に、債務負担行為の設定についてです。来年度実施する令和7年度教員採用選考試験の1次試験実施日を1か月前倒しすることに伴い、例年4月に契約していた問題作成業務委託を前倒して年度内に発注するものです。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質

疑、御意見等はありませんか。

堤委員 別府地区別府支援学校石垣原校など4校のところで、などの部分を教えてください。

それと、試験問題作成の1か月前倒しについて、何か事情があるのか。

神崎教育財務課長 学校の関係でお答えします。

別府地区別府支援学校石垣原校と宇佐支援学校の教室棟の内部改修工事、それと中津支援学校の特別教室棟と竹田支援学校の普通教室棟の内部外部改修工事の4件となっています。

吉雄教育人事課長 教員採用試験1次試験の前倒しの関係です。

この件については、教員確保が課題となっている中、今後の試験の方向性の部分で国から6月16日をも一つの目安とするよう検討を求められ、九州各県とも協議をした上で来年度の1次試験を6月16日に実施することとしたものです。

堤委員 普通教室棟の改修とはどのようなものなのかが1点と、1か月試験を前倒しにすることによって受験者を増やすということだけでも、実際にどれくらいを想定しているのか。試験を1か月前倒しにしても、受験者がそんなに多くはならないと思うし、文部科学省から言われたのであれば、どうしようもないんだろうけれども、なぜ試験を1か月早めるのかちょっとよく分からない。どういう形で増えるのか、もう少し具体的に教えてください。

神崎教育財務課長 内部外部改修工事についてです。基本的には全体になるので給排水設備、電気設備、それから照明等の取換えと外壁とか天井の防水など、老朽度に応じて工事を実施することになります。

吉雄教育人事課長 経緯についてはさきほど御説明したとおりです。民間企業等の採用選考の状況等も踏まえた上での経緯で、具体的にどの程度というのは難しいですが、少しでも、特に大学新卒者が民間企業等に流出するのを防ぐことを期待しています。

木田委員 性被害の未然防止の関係ですが、パーテーションとカメラの整備で未然防止と早期発見等と記載されています。プライバシーの関

係とかちょっと心配ですが、その辺はどのような運用をするのか教えてください。

小野義務教育課長 パーテーションとカメラの設置についてですが、今、幼児教育ではプライベートゾーンの指導が行われています。例えば、人に見せたり触らせてはいけないとか他人のものを見たり触ったりしてはいけないと、幼児教育の段階でプライベートゾーンの啓発活動として指導しています。こども家庭庁や文部科学省からも推奨されています。こういう指導をより効果的にするために、今回このパーテーションを設置します。着替えをする際に、人に見せないという意味でこういったパーテーションを設置しますが、国の補助事業を受けずにこのパーテーションを設置する施設も増えています。

カメラについては、直接取り付けるものになると金額がかなり高くなりますが、幼児教育施設では日々の保育の記録を大切にしており、自分たちの保育の様子を録画し、それを見ながら学びを検証する取組をしています。例えば保護者から、子どもが帰ってきてこんなことを言っているが、どういうことなのかといった確認依頼があった際に、カメラによる教育の実践記録を見ることによって、保護者のそういった要望に伝えていく対応になると思います。

木田委員 気になるのが早期発見のところ、そこはどうすることで可能になるのか教えてください。

小野義務教育課長 取付用のカメラもあり、上限が10万円で補助率が2分の1となるので、一つの園に何台もはなかなか難しいと思いますが、固定式のカメラであればそういったことを未然に防げると。今回、大人から子どもたちへの性被害を守ることが目的となっているので、注意喚起の一つとしてそういったカメラの設置に向けて、国が補助しています。

木田委員 そうであれば、ここに注意喚起と記載していただくと分かるんです。早期発見ということは配信することが前提で、そこが気になったので。個人に対する監視という部分を配慮しないといけないと思います。注意喚起の一つであれば理解しやすいと思います。その辺は

誤解されないよう説明いただきたいと思います。
御手洗（吉）委員 今の質疑のやり取りに関連して、提出された資料についてですが、議案を審議しているわけなので、さきほどもありましたが明確に示していただきたい。以前も委員会ではこういうことがよくあったわけですが、やはり、などとかほか何件とかの部分は別の資料で示していただきたい。

今後はそういう形をとってほしいということ、さきほど依頼した資料を提出してください。

森委員長 大切なことなので、くれぐれもよろしくをお願いします。

御手洗（朋）委員 教員採用試験に関してですが、1か月前倒しになるということはその後のスケジュールもおおむね1か月前倒しになると。合否が分かるのも1か月前になるという解釈でよろしいですか。

吉雄教育人事課長 2次試験の日程については現在調整中ですが、2次試験では教種や教科科目ごとに模擬授業や面接、実技などを行うことから長期にわたって多くの試験室が必要となります。現在、会場として県立学校の複数校を利用しています。試験期間中は生徒の立入りができなくなるため、授業や補習、部活動等の教育活動を考慮して試験日程を調整する必要があります。また、受験者の過半数は既卒者であり、多くは臨時講師として学校で勤務していることから、こういった受験者とか学校での教育活動を考慮すると、現行の2次試験日程の大幅な前倒しは困難な状況です。

最終合格発表については、今年度から1か月程度前倒したところですが、できるだけ早期にできないか検討しています。

御手洗（朋）委員 前倒しが早めに決まったのは人材確保のためなので、可能な限り対応いただきたいと思います。

森委員長 関連して、2次試験が現行どおりだと人材確保の課題になると思うので、その辺は十分に検討いただきたいと思います。

それと、惜しくも採用されなかった方などで臨時講師として学校現場で働く方もいると思うし、そういった部分にも配慮するべきと思いま

すが、臨時講師の内定等についても前倒しができないかお聞きします。

吉雄教育人事課長 臨時講師の前倒しの件ですが、臨時講師の必要数に関しては、臨時講師の異動等の状況等を踏まえてどの程度必要になるのかという点もあります。なるべく早めることができるよう検討したいと思います。

森委員長 人材確保は大変厳しく、いろんな工夫が必要だと思うのでよろしくをお願いします。

また今回、県立学校の施設整備事業の前倒しとして約4億円の予算要求があったわけですが、やはり資材高騰等により以前計画していた予算では改修が進まず、だんだん遅れている気がします。今の状況についてと、その改修を進めた場合、どれくらいかかるのか伺います。

神崎教育財務課長 県有施設の整備計画がありますが、平成27年度から令和6年度までの10年計画で予定していた大規模改修について、令和5年度末までの執行見込みが約55%となっています。これはコロナ禍による人材不足等もあったし、円安によって国外からの資材調達が高くなったことで平成27年度に比べて物価が5割上昇している中、特別支援学校の再編整備なども行った関係から、教育委員会の枠予算がかなり使われたことで遅れている状況です。

来年度から令和7年度以降の次期計画を立てますが、それをどのような形でやっていくか財政課と協議をしています。県有施設の整備方針については知事部局とか警察本部も当然関係するので、そういった全体の状況も踏まえた上で計画を作ることになると思います。ただ、令和6年度までの積み残しは次期計画に積みれ、我々の試算では面積的に現行の倍の大規模工事をしないと予定どおりに進まないこととなります。

森委員長 今の状況だと、どれくらいかかるのですか。

神崎教育財務課長 現行の計画分も終わりません。

森委員長 100年先とかになるんですか。

神崎教育財務課長 そういうことにもなり得ます。

森委員長 積み残しが次期計画に積みれ、教育委員会の予算では到底難しいということなので、委員会としての課題と捉えて財政等への協議にも行かなければならないと思っているので、一緒になってこの課題を解決しましょう。

それでは、そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

太田委員外議員 児童等被害防止対策推進事業について、監視カメラを設置することで、現場の先生からすれば自分たちが監視されているという思いが出てくると思います。

その辺を設置者と現場の先生がどのように共有して、特に男性の先生はこれを付けられた場合に、自分は常に監視されているのではないかと教育現場で委縮した状況が生じるのではないかと。特に設置場所にもよるのですが、もし教室にこれを設置し、先生が常に24時間監視されているような心情になったときに、教育現場としては非常に混乱を来たすのではないかと思います。その配慮をどう考えているのか。

それと、市町村立幼稚園66施設と特別支援学校18校ということですが、教室に置いたらとてもじゃないが足りないと言うか、その設置場所をどこにするのかが非常に悩ましいと思うので、その辺はどう考えて予算を執行するつもりなのかお尋ねします。

升井特別支援教育課長 特別支援学校については子どもたちの状況を考えて、小学部の段階から継続的にプライベートゾーンの指導——下着であちこち歩き回らない、人に見せないようにという指導を行っています。継続的に行うべきであり、このパーテーションが有効なので、特別支援学校ではパーテーションをお願いしています。

岡本教育長 特別支援学校については課長が申し上げたとおりです。市町村立幼稚園となると、設置者は市町村それぞれの教育委員会になると思います。実際の運用の際に、例えばカメラを設置しようとするそれぞれの幼稚園の園長が独

断で決めてはならないと思っています。それぞれの施設のトップは園長ですが、園長がそこで働く職員としっかり話し合いをして、カメラを置く場合はどこがふさわしいのか、それを合意した上で置くべきものと考えています。

太田委員外議員 幼稚園も保育園もそうですが、子どもによってはお漏らしをしたりとか、大きい子も小さい子もそういうことをすると当然保育士なり先生がプライベートゾーンに入ったりとか当然あるわけですよ。その辺までを追いかけていくのか非常に悩ましい部分があるんですね。その辺をやはり教育委員会として、どう理解してこの予算を執行するかを十分現場と協議していただきたいと思いますが、どのように考えていますか。

岡本教育長 おっしゃるとおりで、現場でしっかり合意することが必要だと思います。

戸高委員外議員 さきほど抑止の意味があるという話がありましたが、このカメラの記録の管理とか開示の規約とか、その取扱いはどこでどのような形で決まっているのか教えてください。

小野義務教育課長 記録について、特に規約等はありませんが、当然それぞれの管理職の判断で行うので園長等が責任を持って、またその設置をしている市町村等が管理することになると思います。

戸高委員外議員 ということは、県内での取扱いは、ばらばらということですか。何かきちっとした管理指導が必要だと思うんですが、その辺は何か考えがありますか。

小野義務教育課長 さきほど教育長が申したとおり、今回、文部科学省はあくまでも保護者からの確認依頼に応えるカメラ、教育の実践記録を残しながら教育を進めることで補助しています。当然、固定式のカメラも考えられますが、今回の文部科学省の考えとしては日々の教育実践記録に活用することが主な目的なので、この記録については当然、園長等が責任を持って管理したいと思います。

戸高委員外議員 最初からそういう説明がきちんとあればいいんですが、太田議員も言ったように意味合いが全然違う質疑をすることになる

ので、そこはよろしくお願いします。

森委員長 丁寧な説明に努めていただきたいと思います。今の答弁で我々の受け止め方が少し変わったので。

守永委員外議員 公立学校の教員採用試験の前倒しについてお尋ねしますが、受験生からすれば、受験時期が早くなればそれだけ負担が増える気がします。それはまたしっかり様子を見ていただきたいという要望です。

それと、早くすることでどれくらい増えるのかと。10年3職場という規定がなくなったことで増えるケースもあるでしょうし、その辺もどういう策を講じて増えたのかを十分分析するようにお願いします。また、これまで合格者で辞退した人は大分県でどれくらいいるのか。それが他県と比べて多いのか状況が分かれば教えてください。

吉雄教育人事課長 毎年度一定数で辞退する方がいます。他県の状況については確認できていません。

守永委員外議員 もし辞退者が他県より多くなれば、大分県で何か改善すべきところがあるので、もう少し整理する必要があると思います。他県にこういうことを聞くのは失礼かもしれませんが、担当者レベルでできるのであれば、ぜひ把握した方がいいと思います。

森委員長 今の件は調査をお願いします。

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、合い議案件の審査を行います。

第101号議案公の施設の指定管理者の指定について、執行部の説明を求めます。

佐保体育保健課長 第101号議案公の施設の

指定管理者の指定について御説明します。

委員会資料の6ページを御覧ください。

土木建築部が所管する大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び教育委員会が所管する大分県立武道スポーツセンターが今年度末に指定管理者の更新時期を迎えます。このたび、指定管理候補者を選定したので地方自治法の規定に基づき指定の承認をお願いするものです。

本施設は、公園全体の効率的な管理運営や各施設の一体的な利活用を図ることを目的に、大分スポーツ公園等を一体的に管理する公募を実施しています。募集に対し、申請のあった2団体について審査を行った結果、株式会社大宣を指定するものです。選定委員会における評価については公園管理の豊富な経験があり、業務を安定的に実施できる経営基盤を有していること、高度な管理が求められているドームの芝をこれまで管理してきた実績、武道スポーツセンターの利用者増に向けた取組として自主事業の開催や各種関係団体への誘致活動など、施設の維持管理や利活用促進などが評価を受けました。

指定期間は令和6年度から令和10年度までの5年間で、提案価格は30億7,450万円です。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 2団体ということで、もう1者はどこだったのか。また、大宣が選ばれた理由は説明はあったけれども、5年前の金額と今回もう1者がいくらで提案したのか教えてください。

佐保体育保健課長 まず、申請のあった他の団体ですが、おおいたJMOスポーツパートナーズで株式会社JTB、株式会社JTBコミュニケーションデザイン、株式会社マイダスコミュニケーション、大分ビル管理株式会社で構成する共同事業体として申請しています。

それから前回の指定管理料ですが、5年間の公園全体で57億5,300万円での契約となっています。それから、このおおいたJMOスポーツパートナーズは30億7,033万5千円で提案しています。

堤委員 大宣が前は約57億円で、今回は約30億円だったかな。約20億円の減額となった理由は何なのかが一つ。

それと、JMOを見ると専門的なところも結構入っているみたいで、金額的にはさほど変わりないですよ。JMOが落選した理由としては技術力の部分なのか、それとも金額の関係なのか。

佐保体育保健課長 申し訳ありません。前回の5年間の指定管理料については誤った数値を申し上げていました。正しくは28億8,435万円です。

それから、選定の理由については価格もですし、今後の指定管理者となった場合のドームや武道スポーツセンターの利活用についての提案内容等に具体性がなかったところも踏まえています。

堤委員 利活用の具体性がなかったとは。それと前回から2億円ほど上がっているけど、それは物価の関係なのかと思うけどその部分を教えてください。

佐保体育保健課長 今回の基準価格を算出するにあたって公募が不調となること考慮し、昨今の原油、原材料等の高騰の影響等を加味して基準価格の積算を行ったので前回よりも高くなっています。

堤委員 さきほど利活用の具体性がなかったという説明があったけれども、そんなことがありますか。

佐保体育保健課長 提案の内容について、具体性や現実性が乏しかったということです。

堤委員 抽象的でとても分かりにくいんだけど、大宣の場合にはそういう具体的な提案があったと。例えば一つ、大宣がメインの部分でこういう提案をしたけれどもJMOは抽象的でこういう感じだったとか、そういうのを教えて。

佐保体育保健課長 例えば、武道スポーツセンターの自主事業等を行っていますが、休日の利活用については、ほぼ大会等で埋まっている中、平日の利活用促進の部分でどのようなことを考えているかと質問をした際に、大宣については武道の体験教室とか、ヨガとかエアロビクスな

どのワンコイン教室を行ったりして平日の利活用促進を具体的に進めると。一方で、JMOは利活用を進めていく点では回答をいただきましたが、そういった具体的な提案等はありませんでした。

中野委員 提案価格と債務負担行為額に若干の差異がありますが、その理由を教えてください。

佐保体育保健課長 債務負担行為額は私どもが設定した基準額であり、大宣が提案した価格がそれを下回っているということです。

森委員長 佐保課長、もう一度JMOが提案した金額を教えてください。

佐保体育保健課長 30億7,033万5千円です。

御手洗(吉)委員 資料をもらった方がいい。全部出してください。どういう議論でここに決まったのか、資料を出してくれば課長がそこまで説明しなくていいんですよ。

森委員長 また、後ほど詳しい内容の資料を提出してください。

そのほか、ありませんか。

古手川副委員長 ドームの芝の話がありましたが、ラグビーのときはハイブリットにしてワールドカップ仕様の芝で随分御苦労されましたが、そのグレードを保っているのですか。

佐保体育保健課長 ドーム等については土木建築部が所管しており、こちらでは正確なところは分かりませんが、前回のハイブリット芝にしたものを現在も維持しているものと認識しています。

古手川副委員長 土木建築部に聞かなければ分からないのですが、説明でその管理の話があったのでお聞きしました。国内のラグビーのリーグと大分トリニータが利用するために、そこまでのグレードを維持しなければならないのかと素朴な疑問があったので。管理料であったり随分変わってくると思います。その辺はどうなのかと。来年にはまたワールドクラスのラグビーをやってほしいですが、芝生の部分はどうかと、検討していくときに大宣からその部分の提案はなかったのかと思ひまして。

佐保体育保健課長 芝生の変更について、今回

の提案の中にはありませんでした。現在の芝生の維持管理という内容でした。

古手川副委員長 その辺は、この契約の中でどれくらいのウエイトがあるのか。トップクラスを維持するのはいいことだと思うんです。ただ、費用対効果ではないですが、そういうラグビーのワールドクラスのグレードで作ったものがずっといるのか。そういう部分はちょっと検討が必要かと。金額の部分でそれがどれくらいの割合があるのか検討が必要じゃなかったのかなと思ったので。答弁はいりません。

森委員長 今、古手川副委員長からあった内容も含めて、資料として取りまとめて委員会に提出をお願いします。

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

戸高委員外議員 さきほどの資料を委員外議員にもください。それと指定管理の関係で、資料には選定委員会における評価の中身を記載しており、さきほどはそこにはないマイナス要因とかの話もいただきましたが、その部分の議事録などは公開されるんですか。

佐保体育保健課長 今回の指定管理候補者の選定結果について、選定委員会の委員の名前であったり選定の経過、審査の方法、審査の基準、配点、選定理由、評価及び得点等については県ホームページ等で公開しています。

太田委員外議員 大宣に、県の退職者が再就職しているということはありませんか。

佐保体育保健課長 武道スポーツセンターのセンター長に高等学校の校長を退職した方が就いています。

岡本教育長 若い世代の方は存じませんが、定年等で県を退職した方がこちらにいるということは聞いたことがありません。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと、土木

建築委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと、土木建築委員会に回答することに決定しました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

それでは、①から③の報告をお願いします。

鈴木教育改革・企画課長 新たな大分県長期総合計画案の骨子について御報告します。

委員会資料の8ページをお開きください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき立案過程における報告を行うものです。策定の趣旨にあるとおり、現行の計画が令和6年度末で終期を迎えるため、これまでの大分県づくりを継承するとともに時代の要請や潮流の変化にしっかりと対応し、大分県を新たなステージへと発展させるため、新たな計画を策定することとしています。

計画の期間は令和6年度を初年度とし、令和15年度までの10年間としています。ただし、策定後の情勢変化に柔軟に対応できるよう、中間年の令和10年度に見直しを行います。

基本目標については、誰もが安心して元気に活躍できる大分県、知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県とし、実現にあたっては三つの基本姿勢で臨むこととしています。

9ページを御覧ください。

計画の構成です。策定の趣旨、時代の要請や潮流の変化の次に基本目標を掲げ、それが達成された際には共生社会おおい、選ばれるおおいが実現されることを示すこととしています。その上で分野別の政策、施策を掲載し、最後に基本目標が達成された姿をイラストも加えて分かりやすく紹介したいと考えています。

10ページを御覧ください。

新たな政策、施策体系案です。安心は7政策24施策、元気は7政策16施策、未来創造は5政策17施策としています。

11ページには、主なポイントを整理しています。

安心の分野では、自然災害が頻発、激甚化する中、安心の大前提となる災害対策を先頭に位置付け、あわせて自然災害と地球温暖化は相互に密接に関連するため近接させて整理しています。三つの日本一のうち、障がい者については福祉的就労を含めた多様な働き方があるという観点から、雇用率日本一から活躍日本一に変更しています。

元気の分野では、農林水産業は現行計画においてマーケットインの商品（もの）づくりなど、取組を横串で捉えた施策としていますが、今回は生産者に内容をより分かりやすく伝えるため、農業、林業、水産業ごとに振興策を整理しています。また、人手不足が大きな課題となる中、分野横断的な人づくりと誰もが活躍できる社会づくりをセットで推進するため、多様な働き方と女性活躍の政策を統合します。

未来創造の分野では、未来創造の全ての政策に関わる交通ネットワークを先頭に位置付け、広域交通ネットワークの充実が人と物の流れを活性化させ、企業立地、産業集積に加え移住定住も後押しすることで、新たな人材や地域の担い手確保にもつながるという流れで整理しています。加えてカーボンニュートラル、デジタル・先端技術の政策を新設し、最後に教育の政策で締めくくるとしています。

12ページから14ページは政策、施策体系を現行計画と比較したものです。このうち、教育庁で所管する政策、施策の主なポイントについて御説明します。

13ページを御覧ください。

元気の分野です。主として教育庁が所管する政策、施策を黄色で示しています。芸術文化及びスポーツについては地域の元気創出につながるため、現行計画の発展分野から移動させ、それぞれ政策6、政策7として設定しています。政策7「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進については、県民が多様な形でライフステージに応じたスポーツに親しむことができるよう、現行計画から政策、施策名を変更しています。

14ページを御覧ください。

未来創造の分野です。政策5変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造について、全体のポイントでも御説明しましたが、将来の主役である子どもの教育をはじめ、本県の未来を力強く創造する人材育成の内容で新たな計画を締めくくるとしてしています。また、この政策5についてはコロナ禍や国際情勢の不安定化など予測困難な時代にあっても、大分県の全ての子どもたちが未来を切り拓く力と意欲を身に付けられるよう、教育DXなど時代の変化に対応した取組の一層の推進が必要であることを踏まえて、現行計画から政策、施策名を変更しています。

県議会の皆様には、今後も随時報告するので大所高所からの御意見をよろしくお願ひします。

次に、②の「学校マネジメント」推進指針の策定について御報告します。

委員会資料の15ページをお開きください。

本県では、平成20年の教員採用等汚職事件の反省に立ち、学校マネジメントを活用した組織的課題解決力の向上を図ることにより、保護者や地域社会から信頼される学校づくりを進めていくことを目的として「芯の通った学校組織」推進プランを策定し、その取組を推進してきました。平成24年11月にプランを作成して以降3度のステージ改訂を行い、足掛け12年にわたり取組を進めましたが、現行のステージが今年度末で計画期間終了を迎えることから、来年度以降の取組について、本年9月に「学校マネジメント」推進指針を策定しました。

資料の左側では、これまでの芯の通った学校組織の取組についてまとめています。資料の上段に記載しているとおり、この取組に先立ち平成24年に保護者や市町村教育委員会等からなる有識者会議からいただいた提言では、本県の学校運営組織に関する課題が指摘されていました。これらの指摘も踏まえ、総括の枠内に記載しているように、これまで校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む学校づくりを目指す「芯の通った学校組織」推進プランの取組を通じて、学校改革を3ステージ制により推進して

きました。

15ページの右側を御覧ください。

芯の取組を基盤として、これまで子どもたちの学力や体力の向上、そして意識の変容を図ってきたことについて御紹介しています。このページでは、成果の例として学校マネジメントの観点から白マルで3点、そして教育課題の観点から四つの指標をお示ししています。一方、今後継続して取り組まなければならない課題も見受けられます。

16ページを御覧ください。

ここでは、代表的なものとして3点挙げています。こうした課題について、来年度以降も引き続き学校マネジメントを活用して改善を図っていく必要があり、構造の再整理を行いました。

ページ下段の枠内を御覧ください。来年度からは、芯の取組を2段階構造に整理することとしました。学校マネジメントについては恒常的取組として指針化し、授業改善やいじめ、不登校対策など各課題への対応については国の政策動向も踏まえながら毎年度方針を示します。

17ページを御覧ください。

来年度から恒常化させる「学校マネジメント」推進指針について説明します。①、②ではこれまで御説明した内容を記載しているため説明は省略しますが、③に記載しているとおり、今回の指針はできる限り平易な表現とし、本県が求める学校マネジメントをより多くの方に理解いただけるよう工夫して作成しました。

17ページ右側から18ページでは、指針の概要を示しています。白抜きで記載しているとおり、本指針は4章で構成しています。指針では芯の通った学校組織の趣旨、必要性について丁寧に解説するとともに、目標達成マネジメント、組織マネジメント、家庭、地域との連携と分担によるマネジメントといった芯の取組を進める上で必要な三つのマネジメントについて解説しています。また、さきほど御説明した学校マネジメントと学校マネジメントを活用した取組の2段階構造による取組の推進について解説するほか、県教育委員会による市町村立学校、県立学校への指導、支援の内容やその際の視点

について解説しています。

なお、19ページ以降に指針の全体版も添付しているので、詳細はそちらを御覧ください。

吉雄教育人事課長 教職員の懲戒処分について御報告します。

委員会資料の35ページをお開きください。

上段の番号1を御覧ください。大分市公立中学校吉弘健太郎教諭38歳を令和5年11月24日付けで免職処分としました。監督者処分として、同中学校校長を減給10分の1の1月、教頭2名を戒告の懲戒処分としました。概要ですが、当該教諭は令和5年10月3日火曜日、大分県内において盗撮する目的で撮影機能がある自己所有のスマートフォンを10代女性のスカートの中に差し入れたものです。

次に、下段の番号5を御覧ください。県内の公立中学校男性臨時講師20代を同じく11月24日付けで免職処分としました。監督者処分として、同中学校校長を減給10分の1の1月、教頭を戒告の懲戒処分としました。概要は、令和5年7月5日水曜日から18日火曜日までの間、盗撮する目的で校内の女子更衣室に小型カメラを複数回設置したものです。

両事案について、当該教職員の行為は高い倫理性が求められる教育公務員としてあるまじき行為であり、その職に対する信用を著しく失墜させたことは地方公務員法第33条の規定に違反するものであるため、いずれも懲戒免職処分としたものです。本件の発生に伴い、県教育委員会として改めて県内公立学校の全教職員に対して綱紀粛正、服務規律の保持を徹底するよう指示するとともに、県立学校では管理職の許可がある場合を除き、自己所有のスマートフォン等での学校内外における教育活動の撮影は原則禁止とし、各市町村教育委員会にも同様の取扱いを依頼しました。

今後とも、不祥事の根絶に向けて綱紀粛正及び服務規律の保持の徹底に努めます。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

堤委員 長期総合計画について、現行の計画が

令和6年度で終わるよね。そうするとそれまでの5年間、10年間がどういう状況であったのか何か数値的なものを出すのかなど。つまり進捗状況だよ。それを受けて次の計画に発展させていくと思うんだけど、そういう数値的なものが出るのかが一つ。

それと「学校マネジメント」推進指針の策定について、資料の19ページだけど令和5年9月に作成した冊子があるよね。これが説明があったものの文書版ということなのね。（「そうです」と言う者あり）

もう一つ、教職員の懲戒処分について、最近テレビを見ると謝罪をしている姿が非常に多い。いろんな先生がいると思うけど、これはあってはならないことで、教育委員会と先生に対する信用がなくなるわけだからね。これは、現場においてどう徹底しているのか。管理教育をしてはいけないと思うけれども、このことは教育委員会として学校現場にどのように指導しているのかといつも思う。必ず申し訳ありませんと、綱紀粛正しますと言うでしょ。そこはどうか。せっかくだから教育長に聞こう。

鈴木教育改革・企画課長 新たな長期総合計画案について、さきほど御説明した資料の8ページになりますが、現行の計画では令和6年度に終期を迎える中、今回は前倒しで新たな計画を策定することとしています。新たな計画は令和6年10月からの開始を見込んでいます。

これまでの計画の振り返り等については当然、現行の計画で成果をあげた取組については、そういった成果を大事にしながら継承していく方向です。また現在、大分県新長期総合計画策定県民会議を開催しているので、具体的な話については並行してそちらで議論していくことになっています。

堤委員 成果の部分については我々に何かあるの。

鈴木教育改革・企画課長 今回は骨子ということで説明していますが、進捗については随時、委員会でも報告します。

岡本教育長 懲戒処分の関係ですが、こういった類いに限らず何らかの問題が起きればその都

度、各学校も含めて通知し、注意喚起を毎回しています。それに加えて、教職員は毎年研修を受けますが、その際にもこういった類いのやっではないことについてしっかり口を酸っぱくして言っています。それぞれの学校単位でも、こういった類いの注意喚起もしてもらっています。

そのような状況ですが、なかなか根絶ができませんので我々も大変心苦しく思っています。だからといって諦めることはできないので、粘り強く口を酸っぱくして注意喚起をしていきたいと思えます。

御手洗（吉）委員 校長等を含めてそれぞれ処分を行っていますが、最高責任者の教育長としてどう責任を取ろうとしていますか。

岡本教育長 私の責任は、こういった不祥事の数をとにかくゼロにすることだと思っています。

御手洗（朋）委員 資料の16ページですが、一番の課題がむし歯本数というのはどうなのかと、不登校が一番だと思うんですが。

そちらに座っている皆さんの中で、実際に小学生にフッ化物洗口をさせたことがある人がどれくらいいるのか分かりませんが、報告が上がってないだけでかなり誤飲をしていると思えます。特別支援学校の子どもたちもそれが増えています。また、家庭環境がむし歯にすごく影響していると思っていて、むし歯がすごく多い子とない子で二極化がはっきりしているので、もうフッ化物とかではなくて、やはり福祉の面に対応する必要があるのかなど。話は戻りますが、やっぱりむし歯が一番の課題として取り上げるのはいかがなものかと。今のやり方でむし歯本数が平均2本から1本台になったので、そこは見直してくれないかと思えますが、そう言うのと逆にもっと強化されるので要望にとどめます。

また、資料の18ページに関して教育委員会の学校マネジメントはいいんですが、教育事務所で一番マネジメントしなければならないところは人の配置だと思います。実際に、産休育休代替が来ないために教頭が担任に入っている学校があると聞いています。管理職が担任業務をするとなると、誰が学校のマネジメントをする

のかという話になると思います。今の教職員不足が一過性のもので、あと何年かすれば落ち着くと思っているかもしれませんが、やはり一番やっていただきたいことは人の配置なので、ここに位置付けるかは難しいところがあると思いますが、年に2回学校を訪問するのであれば、必ず人の配置がきちんとできてからにしていきたいと思えます。要望です。

森委員長 「学校マネジメント」推進指針が9月に策定されている中で、ちょっと気になるところがあるので話をさせてください。

資料の26ページですが、これまでの第3ステージまでで、かなりコミュニティ・スクールの設置とか地域とのつながりができた学校も多いと思えます。その中で、この文章の書きぶりで非常に気になるところがあるので指摘します。

中ほど、加えてのところの2行目に、より一層地域に開かれ地域と積極的に向き合う必要がある。地域住民や保護者等が学校運営に対する理解を深め、積極的に参画することで、学校をより良いものにしていこうという当事者意識を高め、というところ。あとはその下、子どもの教育に対する責任を地域住民がという始まりで、地域住民が主体的な意識に転換するという書きぶりになっているのと、さらに一番下から4行目の共有した目標に向かって、対等な立場の下で共に活動するとあって、こここの対等な立場とは誰と誰が対等な立場なのか。どっちが上だったのか下だったのかと捉えられると。

恐らくですが、学校側が上で地域が下ではないかと。そう読み取れるのは非常に残念なことだと思います。要するに、上から目線で地域の人に理解してもらって同じ立場に立ってもらうために地域の人は頑張ってくださいと。一方で、学校からの歩み寄りとか学校が地域を理解するという面の記述が少ないのが非常に気になるのと、もう一つは第3ステージにあった部活動改革については一つも触れられていない。これに関して、教育委員会の姿勢としてどうなのかという課題を感じたので、総合的にそれらの説明をお願いします。

鈴木教育改革・企画課長 御指摘の点について、

まずは1点目ですが、決して学校と地域の間には上下関係があるという意図で記載しているものではありません。これまでも、委員長がおっしゃったとおり地域との連携、協働を通じた地域と共にある学校づくりを目指してきましたが、ともすれば、常に学校から地域に対して協力を依頼する一方向的な関係性と誤解されることもあったのではと考えています。

そのため、資料27ページの左側にもお示ししていますが、学校と地域の両者でどちらかが一方的に支援するという関係性ではなく、互いに補完し合って双方にとってのメリットを創出する関係にあることを強調する表現として、文部科学省が示す文書等も参照しながら対等な立場ということで記載しています。また、さきほどの主語の部分、地域住民が意識を変えていくという部分ですが、学校が抱える課題が複雑化、困難化している中で学校がどのようにそういった課題に対処していくべきなのか、地域住民に協力をお願いするならこういったところではないかということに記載しています。ただ、そういった認識を地域住民も持って学校と一緒に活動していくという点で、誤解が生じては学校と地域の両方に望ましいことではないので、今の御指摘も踏まえながら今後の取組や説明等に努めたいと思います。

次に、部活動改革の件が記載されていない点については、今回2段階構造でこの芯の取組を整理することにしています。学校マネジメントの在り方や考え方については今回指針を作成した一方で、1年に1回、各課題にどのように対処していくのかという取組方針を策定するので、個別の課題はそちらで記載していくことを考えています。

森委員長 あえて指摘をしましたが、第3ステージの文書を以前じっくり読んだことがあり、そのときにも気になっていた内容です。上か下かの関係がないと対等という言葉が出てこないのではないかと。この部分は地域住民から見たら、やはり非常に違和感があるのではないかとと思うので、そこは今後、そうじゃないということも含めて教育委員会の中でも認識していただ

きたいと思います。

岡本教育長 委員長から御指摘のあった、対等な立場の下でというフレーズは必要ないと思うので、ここは削除させていただきます。

森委員長 やはり、こういった言葉一つが大事だと思っています。それをやはり、誰に向かってこの指針を示しているのか等も含めて今後考えて運用していただきたいと思ったので話をしました。部活動の件については、また単年度ごとの計画に入るとのことなので、それは確認できました。私からは以上です。

そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

太田委員外議員 教職員の懲戒処分について、いわゆる自己責任と全体責任という考え方で、校長や教頭が10分の1の減給とか戒告の処分を受けるのは法的には問題ないんですか。

例えば、減給処分を受けた校長が自分にはそんな責任はないと裁判を起したときに、ちゃんとこれが通じるのか。全体責任という、今まで教育委員会がとってきた処分が時代にふさわしくないのではないかなと思うんですが、その辺はどのように考えますか。

吉雄教育人事課長 監督者責任に関する懲戒処分ですが、これは地方公務員法の規定に基づいて該当することから処分したものであり、法に基づいて執行しています。

高橋委員外議員 懲戒処分の件ですが、1番の教諭は名前と年齢がはっきり出てますが、5番の臨時講師は名前も年齢も曖昧になっていて、その違いは何か。

それから、ここらの情報共有は現場でできているのか。また、今後、教職員の数が足りなくなって教職員免許を持っている人が再び学校現場に戻る場合、何か事件を起こして処分されていたことが分かったこともあります。そこら辺は大分県教育委員会としてどのような対策を取っているのか。

もう一つ、こういう処分が毎年出るのが非常に残念で、数そのものが5年10年のうちにど

のくらいあるのか。もしそういう資料があるなら提供いただければと思います。

吉雄教育人事課長 まず、被処分者についてですが、懲戒免職処分となった場合は原則氏名を公表することになっています。ただし、こういうわいせつ事案等で被害者の保護を考慮する必要がある場合には、氏名等を公表しないことになっています。この1番の事案については、既に警察に逮捕され実名が報道されていることから氏名を公表しています。

それから、わいせつ行為を起こした者の採用についてですが、例えば懲戒免職になった場合は教員免許の取上げとなっています。臨時講師も含め、採用する場合は免許が取り上げられていないか確認するようにしています。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、続いて④と⑤の報告をお願いします。

神崎教育財務課長 委員会資料の36ページをお開きください。国宗グラウンドの整備について進捗状況を御報告します。

資料上段を御覧ください。大分市東部地域の人口増など大分支援学校の児童生徒数の増加、教室不足を背景として、隣接する大分鶴崎高校第2グラウンドを大分支援学校の整備に活用する予定です。

このため、大分鶴崎高校の第2グラウンドの代替地を確保する必要があることから、下の図にあるように、大分鶴崎高校に近接する大分市所有の国宗グラウンドを市から取得することとしています。これにより、両校の教育環境の向上が図られます。予算については令和4年度当初予算でいただきましたが、大分市が境界確認等に時間を要したため、3億8千万円余りを今年度に繰越しています。

今年中には大分市の売却に向けた準備が整う見込みと聞いており、来年早々に大分市と土地売買の仮契約を締結し、令和6年第1回定例会に用地取得議案と関連予算案を上程する予定にしているので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いします。

山田高校教育課長 大分県立高等学校未来創生ビジョン（素案）について報告します。

委員会資料の37ページを御覧ください。

資料のビジョン素案（概要版）を元に説明しますが、内容が多岐にわたるので要点を絞って説明します。

まず、県立高校のビジョンについては来年3月をめどに策定予定ですが、今回その前段階で、素案という形で公表したものです。本ビジョンについては県立高校の統廃合などを検討するものではなく、現在ある全ての高校の魅力向上に向けた方針を示すものです。ビジョンの該当期間は令和6年度から令和15年度の10年間とし、今後の社会情勢の変化も踏まえ、5年をめどに見直しを行います。

3新しい時代を見据えた県立高校の在り方の網掛け部分、I本県高等学校教育が目指すもの（基本理念）ですが、上から三つ目のマルでは県内どの地域の学校で学んでも教育の質の担保が図られるよう遠隔教育を推進すること、五つ目のマルでは地域への理解や愛郷心を育む教育の推進などを挙げています。

Ⅲの新しい時代に対応する学びについては、普通科や専門学科などの各学科の学びについて触れています。普通科では国からも普通科改革が求められていますが、本県では、例えば普通科内のコースを活用した学びを推進したり、普通科でも産業分野の学びに触れる機会を設けるなどの工夫を考えていきます。専門学科については全ての学科に共通して企業や大学等との連携を図り、学科内だけで完結しない学びを推進していきたいと考えています。

その下に、学科個別の記載がありますが、例えば農林水産系学科では、経営的視点によるもうかる農業などを学ぶ場の設定なども進めています。Ⅳの魅力ある学校の実現に向けた教育基盤の整備のうち、（1）学校規模、学級規模の在り方について、これまで本県では4から8学級を適正規模としてきましたが、今後の少子化を考えたとき、例えば遠隔教育といった新たな教育の在り方が学校規模の考え方を補完するものと捉え、従来の適正規模の考え方を基本と

しつとも学級数にとらわれず、柔軟に対応をしていくことも必要と考えています。(3)の通学区制については、生徒の主体的な進路選択を尊重し、全県一区制を継続していくとともに県内どの地域で学んでも教育の質の担保が図られるよう、遠隔教育の推進など学校の魅力づくりも併せて取り組みます。そのため、(5)にあるように、ICTを活用した学校間連携や配信センターの設置など、新たな教育システムの構築に向け教育基盤の整備についても検討を進めます。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

御手洗(朋)委員 まず、国宗グラウンドの整備について、本委員会で大分支援学校へ視察に行きました。新生支援学校も同じですが教育環境がかなり厳しい状況なので、速やかに進めてほしいと思います。1点、さきほど令和4年度に予算措置をしていたけれども繰越しをしたという話でした。私はここが地元ですが、地元の方の一部でグラウンドの移転にかなり反対している方がおり、とはいえ計画は進めていくと思うのでグラウンドができた後で、そこを使う高校生が困らないように大分県教育委員会としてもしっかりと対応していただければと思います。

次に、高校入試に関してですが、入試の試験料は今も徴収しているのか。九州各県でも徴収していないところが多いと聞いていますが、大分県の現状を教えてください。それから書類の作成で、例えばわたなべさんの漢字とか、戸籍上で絶対この字じゃないと駄目ということがかつてあったようですが、今は電子申請とかもありますが、そういった対応はできているのか教えてください。

山田高校教育課長 入学考査料について、大分県は継続して徴収しています。さきほどのお尋ねは、恐らくWeb出願とかの観点だと思いますが、これは今、他県の状況とかもいろいろ情報を入手しており、研究を進めています。

御手洗(朋)委員 子育て支援の関係で、できるだけ保護者負担がないようにとの方向性があ

るので、入試にできるだけお金がかからないように検討していただければと思います。

森委員長 関連して、入学考査料はいくらですか。

山田高校教育課長 全日制課程が2,200円、定時制課程が950円となっています。

木田委員 大分県立高等学校未来創生ビジョン(素案)について、IVの(2)入試制度の在り方の記載で、後段の受験機会を複数回可能にする仕組み、県外からの志願者の一定数の受入れに係る仕組み等の検討というのは今回初めて記載したのか、それとも前からあったのか教えてください。

山田高校教育課長 受験機会の複数回について、何をもって複数回と言うのかという話がありますが、現在、推薦入試と一次入試等があるので回数としては複数回となります。例えば、一次入試を2回するとかはすぐにはできないと思うので、現状の複数回の形がそのまま継続していくことと、推薦入試や学科試験だけではなくて多様な人間性とか中学校時代の実績を評価する部分と、学科試験でやる部分と、そういった多面的な視点でやることを基本的には継続するという記述になると思います。

それと、県外からの志願者を一定数受け入れる点については今、全国募集等をしている学校もあるし、隣接地域の枠を多少緩和して広げている部分もあります。なお、県外から志願するのに一家転住が原則になっていますが、その条件を緩和することを検討するとか、そういったことをこれから考えていく必要があると思っています。

木田委員 今回、新たに全国募集など後段の部分を盛り込んだという認識でいいですか。

山田高校教育課長 全国募集については既に先行しており、県外からの志願要件の緩和もビジョンに前倒して取り組んでいます、あえてもう一度ビジョンで書いているということです。それを推進する意味で書いています。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は質疑等ありません

か。

佐藤委員外議員 ビジョンについて、3のIの上から三つ目のマルに、県内どの地域の学校で学んでも教育の質の担保が図られるよう遠隔教育を推進とありますが、これは具体的に何か考えがあるのですか。

山田高校教育課長 既に国の事業で学校間連携として、例えば中津南高校から耶馬溪校とか久住高原農業高校に配信する取組をしています。それから、専門高校では国東高校の環境土木科から三重総合高校に配信したりとか、そういった取組をしているところがあるので、学校間連携はそういった形をこれからも継続して取り組みたいのですが、一方で配信のセンターのようなものを作って、そこからいろんな学校に授業の配信ができないかと。他県で既に実施しているところがあり、そういったところに我々は視察に行っており、先行事例を研究しています。

森委員長 そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

堤委員 先日、日曜日に爽風館高校に行ったところ、通信制の子どもたちがスクーリングをしていたけれども、生徒が多い。大体、在籍で千名を超えているよね。定時制でも800名とか900名ぐらいで非常に大変。それで、授業風景を見たけれども教室の中に入りきれない、椅子に座るだけで机が使えない生徒もいる。あとは体育館での運動は無理だね、あれでは。それぐらいの人数がスクーリングと。

そこで聞いたのは、体育館の中には当然クーラーがなく、夏の時期に数百人が入ったときには熱中症とか大変な状況になるから、せめてエアコンの設置をという話もあったし、スクーリングは毎日あるわけではないから教室を改造するとか、あるいは千名近くいるからタブレットは支給されてないでしょ。そういうのをいろいろと、爽風館高校の通信制について何らかの改革は検討されているのか。多分、現場からは要請が来ていると思うけど、そこら辺はどうです

か。

山田高校教育課長 委員がおっしゃった件については、私どもも爽風館高校を訪問して校長や管理職の先生から意見をいただいたり、実際に現場を見たりして現状は把握しているつもりです。関係課と今後協議をしながら、何か一つでも解決できることがあればと考えています。

堤委員 行ったから分かると思うけど、大変な状況だから。昔のように苦学生が行くわけではなく、不登校になった子どもたちも行っているわけで、環境整備はやはり教育する側の責任でもあるから、ぜひよく協議をして、そういう子どもたちのためにも改善してほしいと思います。

木田委員 新聞で報道があった学びの多様化学校についてです。玖珠町で九州初の公立で、来年春から開校ということ。これは、不登校特例校が大分県に作られたということなのか、どういった児童や生徒が入れるのか、原則、町内と書いているが町外の方も入れるのか。また、この学校に単独で正規職員が配置されることになるのか、その辺を教えてください。

前田学校安全・安心支援課長 学びの多様化学校という名称は、国がこれまで使用していた不登校特例校の名称を変更したものです。

今回の件は、玖珠町が設置するものです。新聞にあったとおり設置条例が制定されたので、これからいよいよ玖珠町が、本格的にどういった子どもたちのどれだけの入学希望があるのかを調査していきます。県教育委員会としては、当課が必要な教育課程や人員配置等の相談窓口となって情報共有しながら関係課と協議をしています。これまでのいわゆる不登校特例校なので、ポイントとしては教育課程と授業時数を柔軟に対応できるということです。

森委員長 まず、木田委員が一般質問で取り上げた高校生の昼食の件です。実は私の地元でも保護者から、給食はできないだろうけれどもそういった仕組みが取れないだろうかという声をたくさん聞いています。私が文教警察委員になってから、そういう問合せがないかと問いかけたところ余りないと言われましたが、全国的な調査ではニーズがあるし、やはり育ち盛りの高

校生の栄養摂取とかを考えると非常に大切なことだと思っているので、ぜひこれはしっかり研究して前に進めていただけるといいなと思っています。

それと、もう一つ気になるニュースは熊本市において、部活動の地域移行は取り組まないという答申がされたという話があります。これは、国と真逆の方向性に行くものですが、これについても現場としては必要なことだけれども、先生にとっては進めていく上で困難があるのは確かです。これから大分県が進めていく中で、計画になかったのは寂しかったですが、課題としてしっかり捉えていただくようお願いします。

あとは、県内一周駅伝についてです。これは御手洗吉生委員が再三申していますが、陸上競技協会としっかり話をして進めていく中で、県民スポーツ大会の種目としての位置付けに向けて努力していきたいと思うので、御支援をお願いします。要望です。

それでは、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないので、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

ここで、暫時休憩します。

〔教育委員会退室〕

御手洗（吉）委員 議案の提出にあたって資料が雑で、これでは審議に値しない。私はそう思います。委員長と副委員長には事前に説明があったかは分かりませんが、ほか何件とか聞かないと言わないんですよ。最初から言わないつもりなんですよ。

そうではなくて、予算も付くわけだからしっかりとここで議案を審議する中でそういうところも出してもらおうことと、指定管理の件でも選定委員会というのがあるんですね。公募で何社あって、選定委員会がどういう理由で決定したのかというのでも出てこない。だから、委員長から選定委員会の名簿も含めて資料を提出するよう指示していただきたい。

森委員長 分かりました。確かにおっしゃるとおりで、聞かなければ答えられない状況であるとき間がかかるし議論が深まらないので、今の御意見はしっかり受け止めて改善します。

午後0時16分休憩

午後1時15分再開

森委員長 これより、警察本部関係の審査に入ります。

本日は、委員外議員として守永議員に出席いただいています。

それでは、付託案件の審査を行います。その前に、さきほど教育委員会の審査の際に説明資料が不足しており、議論が長引くとともに議論が深められない事態が生じ、御手洗吉生委員から、今後きちんとした資料を部局に提出させるようにと委員長に話がありました。

本日の審査の中で、そのようなことがあるかもしれませんが、その際は後日にでも詳しい資料をいただくことになると思うのでお願いします。今後の審査にあたっては、事前に私と副委員長で資料を確認した後に、不十分な場合は資料要求を行うので御了承ください。

それでは、第106号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。なお、関係する商工観光労働企業委員会に合い議をしている旨申し添えます。

種田警察本部長 警察本部長の種田です。

森委員長をはじめ委員及び委員外議員の皆様におかれては、平素から警察業務の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、この場をお借りして御礼を申し上げます。

本日の委員会では、付託案件2件について審査いただくとともに、諸般の報告として新たな大分県長期総合計画案の骨子についてのほか1件について説明します。

それぞれについては、担当部長等から説明するのでよろしくをお願いします。

佐藤警務部長 委員会説明資料の2ページをお開きください。警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について御説明します。

今回改正する条例は、警察署の名称、位置及び管轄区域条例、大分県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例、大分県立学校の設置に関する条例です。

改正理由ですが、大分市と別府市の町名の一部が変更されることに伴い、町名変更に関する部分の条例改正を行うものです。まず、県警の警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について御説明します。①の大分東警察署管内である大字猪野の一部が新明治1丁目から6丁目という住所表記に、②の大分南警察署管内である大字田原等の一部が萌葱台1丁目、2丁目という住所表示に変更されます。これにより、それぞれの警察署の管轄区域の名称を変更します。

資料の3ページを御覧ください。

公の施設の住居表示の変更について御説明します。③の大分県立竹工芸訓練センターの住居表示を別府市東荘園3丁目4番3号に、④の大分県立別府鶴見丘高等学校の住居表示を別府市東荘園4丁目2番44号に変更するものです。本件については、条例を所管する商工観光労働部及び教育委員会が常任委員会で説明の上、議案を審議いただいています。

改正条例の施行日は、町名変更の実施日である令和6年1月6日となります。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別に御質疑等もないので、これよりさきほど審査した教育委員会関係部分とあわせて採決します。

なお、本案について、商工観光労働企業委員会の回答は原案のとおり可決すべきとのことでした。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第107号議案損害賠償請求に関する和解をすることについて、執行部の説明を求めます。

足達生活安全部長 第107号議案損害賠償請求に関する和解をすることについて御説明します。本議案は、職員の公務中の交通事故に係る損害賠償請求について、裁判所から示された和解案により相手側と和解したいというものです。

資料の4ページを御覧ください。

事案の発生は、平成30年12月30日の午前0時33分です。場所は大分市荏隈町の県道交差点です。状況は、事故図面にあるように大分中央警察署の警察官が運転するミニパトカーが同交差点を右折し、対面するコンビニエンスストア駐車場に進入しようとした際、ミニパトカーの右方、羽屋方向から進行してきた相手方の原付がミニパトカーの右後部に衝突したものです。原付は、由布市在住、事故当時34歳の現場作業員の男性が、ミニパトカーは当時48歳の巡査部長の男性がそれぞれ運転していました。原付の運転者は飲酒運転の状態でした。

この事故で相手方は頸椎を損傷し、右下肢機能全廃等の障がいが残っています。ミニパトカーには助手席に当時27歳の巡査長の男性が乗車していましたが、運転者、助手席同乗者ともに怪我はありません。本件交通事故については所要の捜査を尽くし、令和元年8月20日に相手方を道路交通法違反——酒酔い運転で、また、ミニパトカーを運転していた警察官を過失運転致傷で大分地方検察庁にそれぞれ送致しています。事故後、相手方には自賠償保険等で約2,200万円の支払を行っていますが、相手方は令和3年3月31日、警察官に注意義務違反があるとして約1億7千万円の損害賠償請求を大分地方裁判所に提訴しました。これに対し、県警は相手方には酒気を帯びて原付を運転していた過失があることから、令和3年12月8日にミニパトカーの損害額約20万円を支払うよう同裁判所に反訴し、係争中でした。本年5月、裁判所から和解金6,600万円の和解案が示

されました。検討した結果、県警の主張がおおむね認められていること、認められなかった部分についても許容の範囲内であること、判決言い渡しとなった場合でも過失割合が変更される可能性が低いこと、このまま裁判を継続した場合に事故日から賠償金を支払うまでの期間に応じて賠償金が増えることから、現時点で裁判所の和解案に応じ、相手方と和解することが最善と考えたものです。

なお、令和3年9月議会で反訴に係る議案を上程した際に、訴訟方針として和解をすることも含めて議決を受けています。今回の和解について議決を受ける必要はないという考えもありますが、本件は飲酒運転の原付とミニパトカーの交通事故であることや和解金が6,600万円と高額であることから、改めて議会の議決を受けることとしたものです。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

中野委員 資料の中に、基本的な過失割合というのがあります。今回、この事故の形態であれば基本的な過失割合は9対1でよいのか。その点を確認します。

足達生活安全部長 今回の事故のように、直線の優先道路に右折車が進入してきた場合の基本的な過失割合は、おっしゃるように右折車9割、直進のバイク1割で9対1となるものと承知しています。

中野委員 今回、これは民事事件かと思います。警察の捜査に基づいて、こちらの資料にも酒酔い運転とか速度超過という表現がありますが、これは裁判所がそういった要件を認定した上で過失割合が7対3になったということでしょうか。改めて確認します。

足達生活安全部長 おっしゃるとおりで、基本は9対1ですが、裁判所で酒酔い運転と速度超過の認定をいただき、結果として過失割合が7対3になったものです。

中野委員 和解金が6,600万円となっていますが、この予算措置についてはどうなるのか伺います。

足達生活安全部長 予備費から支出されます。

中野委員 この件については、多くの方が飲酒運転をした相手と和解することに関して違和感を感じているのではないかと思います。

今回、警察本部が飲酒運転をした相手と和解する理由について最後をお願いします。

足達生活安全部長 まず、相手方が飲酒運転をしたことに対しては警察として必要な捜査を行った上で送致しており、捜査機関としてできることはやったと考えています。

一方で、警察は捜査機関であると同時に地方公共団体の一部でもあるので、和解に応じなかった場合に大分県の金銭的な負担が増える可能性が高いと判断して、損害賠償については和解した方がよいと判断しました。

堤委員 相手に右下肢不随と一生背負わなければならない傷を負わせたのは、県警としても反省していると思います。

飲酒運転は酒気帯びとか完全に酩酊状態の運転とか段階があると思いますが、そうした場合、今回は酒気帯びで運転していて本人はその場で倒れて動けないと思うんだけど、飲酒運転をしたという根拠、判断はどうやってしたのですか。

足達生活安全部長 本人のアルコールについては血液から計測しており、その結果、基準値の10倍程度のアルコールを保有していました。飲酒運転には酒気帯びと酒酔いがありますが、重い酒酔いで送致しています。

堤委員 ということは、重過失で酒酔いと。例えば、その酒気帯びとかでは8対2とかになると、そういう民事的な判断になるんですか。

足達生活安全部長 一般的な交通事故であると、酒気帯びと酒酔いで過失割合に差が生じますが、支道から右折して優先道路に出た今回のような事故のケースであれば、その差はないものと承知しています。

堤委員 昨日も交通安全週間でパトカーとか警察の皆さんがテレビに出ていたよね。この事故を受けて規範意識と言うか、そういうのを根絶するためにどういう教育をこれからしていくつもりですか。

足達生活安全部長 この事故自体が以前発生したもので、それ以降も交通安全に関する教育を行っています。具体的には、各警察署において実際に運転させながら同乗指導も行っています。あるいは、いろんな事故形態について説明する教養を行うなど、事故が発生しないように指導、訓練を行っています。

堤委員 これからこういうことが起きないように、綱紀肅正をしていただきたいと思います。

木田委員 送致した内容について、飲酒運転と事故の二つなのか分かりませんが、その辺を再度教えてください。

また、先般の新聞で送致されたけれども不起訴とされたとの記事があったと思います。血液検査の証拠に基づいて送致されたと思いますが、これが検察で不起訴とされていると。それは検察の判断なのかもしれませんが、最後には飲酒運転と認められているにもかかわらず不起訴となるのが普通あるのか。怪我を負っているのです、そのことが道路交通法上の取扱いで不起訴となったのか。その辺の送致した後の扱いがどうなっているのか教えてください。

あと、酒酔い運転に関して血液検査もしていると思いますが、バイクを運転した方の運転前の行動とかも警察で調査したのでしょうか。その辺も教えてください。

足達生活安全部長 交通事故と違反等の事件の話がありましたが、過失致傷の事件と道路交通法の飲酒運転で違反等があるので、事件として送致しています。

飲酒運転の不起訴という報道がありましたが、この不起訴処分の処分官庁は検察庁になるのでどのような形で不起訴になったのかは答えるのが難しいです。ただ、一般的に不起訴は大きく分けると嫌疑なしや嫌疑不十分、それに加えて被疑者の年齢や健康状態とか症状、犯罪後の状況といったものを踏まえて起訴猶予ができると。全てを含めて不起訴であり、検察庁はいずれかで判断したものと考えられます。

木田委員 バイクを運転する前の行動について説明をお願いします。

足達生活安全部長 飲酒運転の事件捜査をして

いるので、本人の供述等に基づいて直前の行動も捜査をしています。それは捜査の中身に関するものなので、詳細は差し控えます。

木田委員 分かりました。なかなかその辺の時系列というか事案の全体がどう進行しているのか、この資料だけでは今回の事件の取扱いが分かりづらかったのでお尋ねしました。

飲酒運転の送致については不起訴、事故については送致されて、その後検察庁で処理されたと理解できました。あと、速度超過も認定されているということで、そのスピードはどのように計測されて裁判所に認定されたのか。その辺もどうなっているのかと思います。また、基準値の10倍とはかなりの酒酔いの状態なのか中程度なのかも分からない。10倍とはかなり酒酔いの状態になっているという認定なのか。

足達生活安全部長 酒酔いの程度についてですが、法的には酒気帯びと酒酔いと二つあって、より刑が重く運転するのに非常に危険な方が酒酔いとなります。10倍とは数値の問題であって、通常基準となるものの10倍のアルコールを保有していたということです。それ以上は申し上げにくいところです。

木田委員 5倍でも酒酔いになるんですか。

足達生活安全部長 そうですね。あとは個人差もあるので本人の状況によっても変わります。速度超過については防犯カメラ等の資料を裁判所に提出しており、判断は裁判所なので、どの点を捉えて認定したのかは私からはお答えできません。

木田委員 最後に一つ。今回の予備費から支出する予算ですが、自賠責保険があると思うので、その残りの部分が保険で支払われないということだと思います。今回は一般財源で支出されると思いますが、普通は自動車保険のようなものには入らないものなのか、その辺の考え方を教えてください。

園田施設整備課長 当県警の公用車の任意保険加入状況を御説明します。現在は、公用車約830台について対人賠償1千万円、対物賠償100万円の任意保険に加入しています。この金額の決め方について、私どもとしては公用車は

安全運転が原則だと思っています。それで費用対効果を検討し、現在の金額を決めています。

古手川副委員長 今の金額は県警だけではなくて、県庁全体がその水準なんですか。

園田施設装備課長 知事部局では対人が1千万円、対物は200万円となっています。そのほか九州各県の県警も、対人は1千万円がほとんどです。

古手川副委員長 今回の事案では、若い方で障がいが残るのでこれだけの金額になったんでしょうが、相手によってはもっと大きくなる可能性があるんです。それと、台数が多いから保険料が上がるので、なかなかかけにくいところもあるんでしょうが、ちょっと額が低いのかなという印象を持ちました。

1点伺いますが、同じ事例がたくさんあると思います。そうした中で県警だから上がったとか民間だったら下がったとかはないですか。

足達生活安全部長 和解案とそれに続く過失割合等については、裁判所が判断するので分かりかねる部分ではありますが、県警だから変わることはないと考えています。

森委員長 ほかに質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 この案件については、なんとなく納得ができないという声がほかの議員からもありましたが、今回の聞き取りによって全容が分かったと思います。ただ、会派説明の資料は2ページにわたって詳しく説明いただきましたが、今回の資料は1ページで、前回説明いただいたときよりも内容が省略されている部分があって、それによって再度この場で委員が質疑をしなければならない状況になっていたと思うので、さきほど話をしたように、資料の作成にあたっては十分に気を付けていただきたいと思います。

それでは、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

①と②について報告をお願いします。

佐藤警務部長 資料の5ページを御覧ください。新たな大分県長期総合計画案の骨子について説明します。全体の概要については6ページから9ページに記載していますが、さきほど教育委員会が説明したので省略します。

10ページを御覧ください。

政策、施策体系を現行計画と比較したのですが、警察本部で所管する政策、施策の主なポイントについて御説明します。当部所管の政策、施策を黄色でお示ししています。

まず、安心の分野です。右下の政策7誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりの推進については現行計画では政策5にあたりますが、施策(1)の治安と施策(2)の交通安全は相互に関連するため、今回、施策(1)良好な治安と安全かつ快適な交通の確保として統合整理しています。

12ページを御覧ください。

未来創造の分野です。右下の政策5変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む「教育県大分」の創造については、現行計画では政策1にあたりますが、施策(6)の青少年と施策(7)の生涯学習を統合整理し、施策(6)共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進としています。このうち、警察本部では少年の非行防止等に関する取組を担当します。

続いて、警察代表電話への音声応答転送装置(音声ガイダンス)等の導入について、導入の経緯などを御説明します。

資料の13ページを御覧ください。

まず、1の概要についてですが、県民サービスの向上と職員の負担軽減等を目的として、警察代表電話に音声応答転送装置、いわゆる音声ガイダンスと通話録音装置を整備することとしたものです。電話受理件数の多い警察本部と大分中央警察署に導入する予定としています。

2の導入理由についてです。まず、発信者側の負担についてですが、これまで警察代表電話への架電については、全件を電話交換職員が一旦対応した後に用件先に接続していたため、発信者が電話交換と接続先で重複して説明する状態が生じており、電話回線の混雑等が発生していました。次に、職員側の負担についてですが、実態調査の結果、多くの職員が電話対応に苦慮した経験を有しており、特に理不尽な要求や理解困難な申出への対応に長時間を要し、一部の職員は心身に影響を及ぼすほどの強いストレスを感じていることが確認されました。これらの問題への改善策として、音声応答転送装置及び通話録音装置を導入することとしたものです。

3の改善策についてですが、まず、1点目は県民サービスの向上と業務の効率化です。加入電話に対して音声ガイダンスにより緊急時の110番通報を促すことで急訴、重大事案に適切な対応を図るとともに、重複説明の回避や発信者の目的に沿ったスムーズな対応が見込まれ、県民サービスの向上と業務の効率化が期待されます。2点目は、職員の負担軽減と電話応接の向上です。通話録音装置の導入により、無言電話や対応困難な電話の減少が見込まれ、職員の負担が軽減されるほか職員も自身の会話が録音されることによる電話応接の向上が期待されます。

4の他県の導入状況ですが、本年6月の調査結果では、全国の都道府県警察で既に21が導入済、21で導入を検討中であり、九州各県では、既に当県以外は警察本部や警察署に導入済又は導入予定となっています。当県では令和元年に運転免許センターのみ既に導入しており、執務時間外のみ運用としていますが、警察代表電話への導入に合わせ24時間の運用に変更する予定としています。

運用開始については、機器の調達日程等によって流動的ではありますが、早ければ12月中の運用開始を予定しています。

森委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

木田委員 音声ガイダンスの件ですが、3の(1)の冒頭、音声ガイダンスにより緊急時の110番通報を促すというところで、どのようなガイダンスが流れるのか教えてください。

古長警務課長 今は予定の段階ですが、こちらは大分県警察本部です、緊急の事件事故は110番をお願いします。その他の御用件の方は音声ガイダンスに従って次の番号を云々と始まる形を考えています。

堤委員 通常、音声ガイダンスの場合には何番を押してくれとか言うよね。何か申したい人とかは番号をどんどん押していくよね、結果、そういう人はどこにも掛けてしまうんじゃないの。そこで諦めて電話を切ってくればいいけど。そういう人は諦めないもんね。それが負担軽減につながるのか気になる。

佐藤警務部長 委員がおっしゃるとおり、そういう方も中にはいると思いますが、一定の歯止め効果は得られるだろうと。他県で導入しているところに話を聞くと、本来警察に掛けるべきではない電話が件数としては減っていると。効果も上がっていると聞いているので、県警でもそういう効果を期待したいと思っています。

堤委員 今回は通話録音をすると。録音されていると思うと警察官も緊張するよね。今現在は全くそういうことをしてないんですか。

古長警務課長 一般の加入電話について、現状では行っていません。

木田委員 やはり、何か言いたくて電話を掛けていると思います。今後、AIとかそういったものを警察でも研究するといいのではないかと思います。最後にはそこに行き着くと思うので。

森委員長 こういったガイダンスでは、つながりにくいので掛け直してくださいということがありますが、そういったことがないようにできるんですか。

古長警務課長 全てがガイダンスではなく、人が対応する交換も残します。全くどこにもつながらないことはないと考えています。

森委員長 これは警察署の加入電話で110番ではないものに掛けるものということですか。(「そうです。」と言う者あり)

分かりました。そのほか、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 委員外議員の方は質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 なければ私から。確認ですが進捗を教えていただければと思います。

今回、私どもの任期で一番初めに文教警察委員となり、県内の各警察署を拝見し、現場の話も聞きました。その中で、分煙施設の設置について、今どのような状況なのか教えてください。また、もう一つは大分中央警察署の雨ざらしになっている駐輪場の件ですが、これは今働いている警察官が働きやすい環境づくりという意味で整備をお願いしているところです。

ぜひとも今年度中に方向性を出していただきたいのですが、その点をお聞きします。

古長警務課長 分煙の関係についてお答えします。現在、庁舎における喫煙を禁止する現行規定の改正とあわせて各施設の屋外設置場所の選定を行っています。できるだけ速やかに対応したいと考えています。

園田施設装備課長 大分中央警察署の駐輪場とアスファルトの整備の関係についてです。これまでも委員から貴重な意見をいただいています。現在、令和6年度当初予算で要求中です。

森委員長 ぜひとも実現してほしいと思いますが、分煙施設について、いつからというのが分かれば教えてください。

古長警務課長 今取り組んでいるのでいつからかと日程を決めるのは非常に困難ですが、選定等の確認が済み次第、すぐに進めたいと思っています。

森委員長 総務省自治税務局長通知で今年の10月27日に都道府県知事と各指定都市市長宛ての文書があります。これは、分煙施設のより一層の整備促進とか分煙施設整備に係る参考事例集とかですが、インターネットで検索すれば

出てきます。今度の大阪万博も関係しますが、そういった分煙環境の整備をきちんとしてという内容になっています。公共施設も同様で、日本たばこ産業株式会社も灰皿等の協力をしてくれると言っているのです、それを含めてぜひ進めていただきたいと思います。

そして、職員の働きやすい環境づくりとこれから優秀な職員を育てていくという観点から一つお尋ねします。昨日の朝7時台に野津原中学校から野津原支所を下っていると、警察学校の多くの警察職員が街頭指導に立っていて、本当に凛々しくしっかりとした顔で、未来を見据えているような感じを受けました。彼らが現場に配属されたときに、大分県警に入ってよかったと、これからも県民のためにやっていこうと頑張ってほしいと改めて感じたところです。そこで少し気になることがあって、これは人事評価ではありませんが、今、多面評価制度を県警は導入していると。知事部局や教育委員会は導入していませんが、それが導入されるようになったきっかけと、その多面評価制度が警察本部全体の活力向上につながっているのかが少し気になっているので、その点を伺います。

それと、これも何年か前からと聞いていますが、警務課へ直接つながる匿名通報制度について、これがプラスの面が多ければそれは組織の向上につながると思いますが、それが逆に職員の士気低下になることがあっては決してならないと思っています。それを導入した経緯も含めて、今後それを検証する必要があるのではないかと。職員が意欲を持って働ける、また、職員を指導する上司がしっかりと優秀な警察職員を育てるという意味で、今のそういった仕組みがどのような状況なのか、必要なのかも含めて応えられる範囲でお願いします。

古長警務課長 多面評価制度と匿名メールについてお答えします。

多面評価制度についてですが、開始した目的は自己分析によるマネジメント力の一層の向上と、それによる働きやすい職場環境の構築で、令和2年度から行っています。知事部局では多面評価制度ではありませんが、職場環境点検の

形で行っていると聞いています。この制度では、受けた結果を所属長クラスの被評価者にフィードバックするようにしており、本人が業務を行う上で自分のマネジメントのやり方に対する気付きと自己分析による能力の一層の向上を図ることを目的としています。活力向上に関してですが、令和3年度に評価者と被評価者にアンケートを行いました。その結果、評価を受けた者のほとんどが非常に参考になったという結果が出ています。そして、約6割から続けた方がよいのではという意見を受けています。一方で、やめた方がいいという意見も約1割はありましたが、総合して考えると皆さんはポジティブに受け止めていると思うので、プラスの方向に働いているものと判断しています。これを参考に、引き続き行っていきたいと考えています。

匿名メールの関係ですが、内容的には各種のハラスメントやいろんな規律違反についての相談を目的として、令和元年7月から開始していますが、九州各県の警察に確認したところ、やり方は若干違いますが本県同様にこういった匿名での通報を受理する制度があることを確認しています。これが組織の活力を阻害するのではないかと御意見ですが、これについてはまだアンケートを取っていませんが、これまで幹部が委縮して部下に対して必要な指導ができないといった状況は今のところ把握していません。逆に勤務年数とか階級を気にせず、誰もが感じたことや思ったことを通報できる制度が存在することは、風通しのよい職場環境が確保されるのではないかと考えています。この制度の状況等については確認しながら、より働きやすい職場環境づくりの目的のために運営していきたいと考えています。

森委員長 この制度によって委縮して働きにくい、居心地の悪い職場になってはならないと思っています。それについては幹部の皆さんに目配せ気配りを今後もお願いしたい。そういった意味で、30代40代の若い職員も先輩方の指導によって優秀な能力を持っている。その方たちができるだけ辞めずにしっかり警察職員とし

て働いていける環境づくりをぜひ考えてもらいたいし、今の二つの事案に関しては一度、この時点で立ち止まってというか、しっかり検証していくことも大事だと思います。

これが部下に対してハラスメントになりそうだから言わない方がいいとか、そういうことにつながっては決してならないわけで、プラスになるような運用を心がけていただきたいと思います。これは働きやすい環境の整備ということで私からのお願いです。

それでは、そのほかありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 ほかにないので、これをもって警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後、協議を行うのでお待ちください。

〔委員外議員、警察本部退室〕

森委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

森委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることとします。

以上で、本日の協議事項は全て終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

森委員長 別にないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。